

【弁当配達販売業者用】

管財第264号
令和6年12月16日

庁内商行為希望者 各位

山形県総務部管財課長
(公印省略)

令和7年度山形県庁内商行為許可申請について（通知）

このことについて、令和7年度に県庁内での商行為を希望する場合は、「山形県庁内管理規則（昭和31年県規則第1号）」第3条第1項第2号及び別紙「山形県庁内商行為の許可申請について」に基づき、下記により管財課あて申請してください。

商行為を希望する者が県の定める制限業者数を超えた場合には、現在の許可の有無に関わらず、抽選により販売業者を決定します。抽選を行うこととなった場合は、別途通知いたしますので、御了承ください。

記

1 提出書類

- (1) 庁内商行為許可申請書（別紙様式第2号）
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し

2 受付期間 令和7年1月15日（水）から 同年1月31日（金）まで

3 制限業者数

昼食用弁当の配達販売を行う業者 → 2社

- ※ 販売にあたっては、いくつか許可の条件がございますので資料1をご確認の上、申請をお願いいたします。

【担当】
山形市松波二丁目8番1号
山形県総務部管財課
施設管理担当 主事 岡崎
TEL:023-630-2063

【弁当以外の配達販売・保険業者用】

管財第264号
令和6年12月16日

庁内商行為希望者 各位

山形県総務部管財課長
(公印省略)

令和7年度山形県庁内商行為許可申請について（通知）

このことについて、令和7年度に県庁内での商行為を希望する場合は、「山形県庁内管理規則（昭和31年県規則第1号）」第3条第1項第2号及び別紙「山形県庁内商行為の許可申請について」に基づき、下記により管財課あて申請してください。

記

1 提出書類

- (1) 庁内商行為許可申請書（別紙様式第2号）
- (2) 添付書類
 - ① 食品の販売の許可を受けようとする者の場合
食品衛生法に基づく営業許可証の写し
 - ② 生命保険等の勧誘の許可を受けようとする者の場合
自社の勧誘員であることを証する証明書の写し

2 受付期間 令和7年1月15日（水）から 同年1月31日（金）まで

【担当】
山形市松波二丁目8番1号
山形県総務部管財課
施設管理担当 主事 岡崎
TEL:023-630-2063

山形県庁内商行為の許可申請について

1 許可対象の範囲

許可対象の範囲は、県庁舎（議会棟含む。以下「庁内」という。）とする。

2 許可申請

規則第3条第1項第2号に定める行為の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下記のとおり知事あてに申請書を提出すること。

- (1) 申請者は、庁内商行為許可申請書（様式第2号）を提出すること。
- (2) 食品の販売の許可を受けようとする者は、食品衛生法に基づく営業許可書の写しを、生命保険等の勧誘の許可を受けようとする者は、勧誘員であることを証する証明書の写しを添付すること。
- (3) 許可申請書の受付期間は、令和7年1月15日から同年1月31日までの日（山形県の休日定める条例第1条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間とし、原則として、これ以外の期間の申請は受け付けない。
- (4) 許可期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

3 許可基準

- (1) 食品の販売を行う場合
 - ① 各課室内に配達して販売を行うものであること。
 - ② 食品衛生法第52条の規定による許可を受けていること。
- (2) 保険の勧誘を行う場合、保険業法第3条の規定による免許を受けていること。
- (3) 証券の勧誘を行う場合、金融商品取引法第29条の規定による登録を受けていること。
- (4) 制限業者数
 - ① 昼食用弁当の配達販売を行う業者（以下「弁当業者」という。）は2社以内とする。
 - ② 申請者数が制限業者数を超えたときは、抽選を行い決定する。

4 許可条件

- (1) 食品の販売（配達販売）
 - ① 配達により食品を販売することを許可された者（以下「配達販売員」という。）は、庁内の各課室内以外の場所での販売を行わないこと。
 - ② 弁当業者は、配達した日のうちに弁当の空容器を回収するものとし、配達販売員は、次回の配達の際に飲料品の空き瓶等を回収すること。
 - ③ 配達販売員が使用する出入口は、県庁舎にあっては、中地階北側玄関、議会棟にあっては、北側出入口とし、その他の出入口を使用しないこと。
 - ④ 配達販売員が使用するエレベーターは、東側の2基及び西側の1基とし、中央エレベーターは使用しないこと。
 - ⑤ 配達販売員は、県が指定した場所にゴミ袋を設置し、販売に伴って発生したゴミ類を、責任を持って回収すること。
 - ⑥ 配達販売員が庁内で販売を行うときは、庁内商行為許可証（様式6-2号）を胸に掲示すること。
 - ⑦ 配達販売員が許可期限前に庁内での許可業務を取止めるときは、速やかに許可証を返還すること。また、新たに配達販売員を増員する場合は、改めて庁内商行為許可申請書（様式第2号）を提出すること。

- ⑧ 弁当の注文は、配達日当日まで可能とすること。
- ⑨ 過去1年間に、少なくとも週替わりでのメニューを提供した実績があること。

(2) 生命保険等の勧誘

- ① 生命保険等の勧誘を行う時間帯は、午後0時から午後1時までとする。
 - ② 生命保険等の勧誘を許可された者（以下「勧誘員」という。）は、県庁舎の各課室内には入らないこと。
 - ③ 勧誘員は、アポイントメントのない勧誘、大声による宣伝及び執拗な販売行為は行わないこと。
 - ④ 勧誘員の数は、1社当たり10名を限度とする。
 - ⑤ 勧誘員が庁内で販売を行うときは、庁内商行為許可証（様式6-3号）を胸に掲示すること。
 - ⑥ 勧誘員が許可期限前に庁内での許可業務を取止めるときは、速やかに許可証を返還すること。また、新たに勧誘員を増員する場合は、改めて庁内商行為許可申請書（様式第2号）を提出すること。
- (3) 管財課長が特に必要があると認めるときは、条件の一部削除、若しくは新たな条件を付することができる。

5 許可書・許可証の交付

庁内商行為許可申請（様式第2号）の内容を審査し、その基準を満たすときは、庁内商行為許可書を交付する。また、配達販売員及び勧誘員に対する庁内商行為許可証を交付する。

6 許可を受けた者の義務

許可書の交付を受けた者（以下、「許可を受けた者」という。）は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 許可を受けた者は、申請内容等に変更があったときには、速やかに許可書を返還し、規則第3条第1項第2号に基づく申請を再度行うこと。
- (2) 許可を受けた者は、「4 許可条件」に定める条件を必ず遵守すること。
- (3) 許可を受けた者は、庁内及びその構内を汚損又は毀損することのないよう常に留意し、清潔維持に努めること。
- (4) 許可を受けた者が、庁内及びその構内を誤って汚損又は毀損したときには、直ちに県に報告し、汚損又は毀損した部分の復旧方法について県の指示に従うこと。

7 許可の取消

知事は、許可を受けた者が「6 許可を受けた者の義務」を履行しないときは、その許可を取り消すことができる。また、翌年度の申請に対し許可しないことができる。

令和7年度山形県庁内における弁当配達販売許可の概要について

1 許可の期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

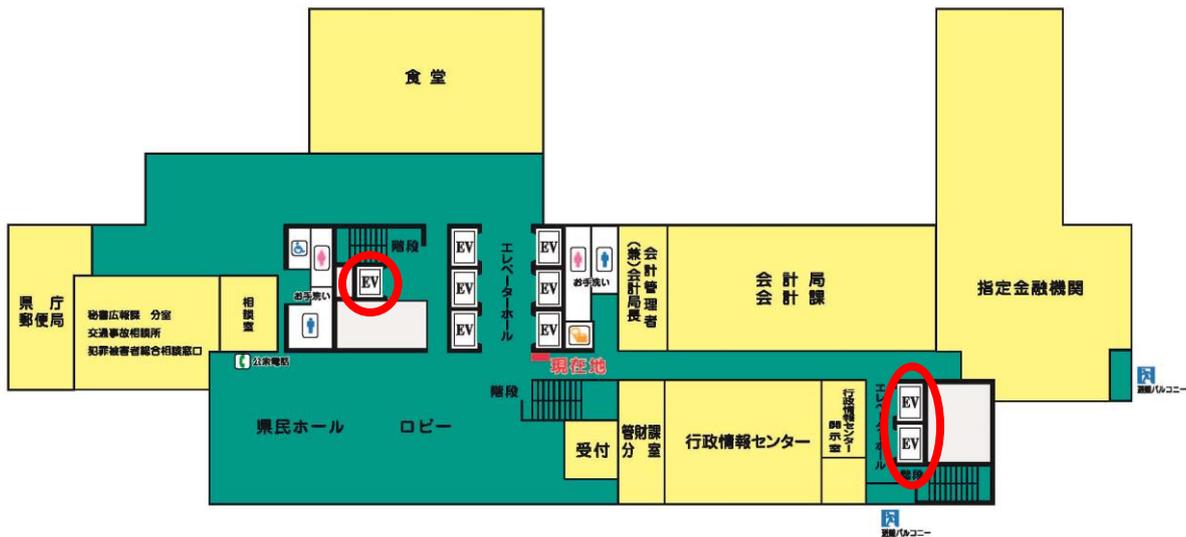
2 配達販売における許可の条件等

- (1) 庁内各課室以外の場所での販売を行わないこと。
- (2) 使用する出入り口は、県庁舎にあっては中地階北側玄関、議会棟にあっては北側出入り口とし、その他の出入り口を使用しないこと。
- (3) 県庁舎エレベーターの使用については、管財課の指示に従うこと。
⇒ [資料2](#)
- (4) 弁当箱の回収は、午後1時から午後2時までの間に行うこと。
- (5) 庁内で販売を行うときは、庁内商行為許可証を胸に提示すること。
- (6) 販売許可期限前に庁内での販売を取止めるときは、1ヶ月前までに管財課と協議を行うこと。また、販売中止後、速やかに許可書及び許可証を返還すること。
- (7) 月～金曜日の開庁日に、1週間通しで販売すること。(週3日程度は不可)
なお、盆休み等で販売できない場合は、事前に管財課へ連絡すること。
- (8) 販売時は大声による宣伝を行わないなど、来庁者・職員及び他の業者の迷惑にならないようにすること。
- (9) 弁当の注文は配達日当日まで可能とすること。
- (10) 過去1年間に、少なくとも週替わりでのメニューを提供した実績があること。

◎山形県庁舎のエレベーター使用について

資料2

西側1基、東側2基の計3基のみ使用可能。



山形県知事 吉村 美栄子 殿

住 所
氏 名
代 表 者
電 話 番 号

庁内商行為許可申請書

下記のとおり庁内で商行為を行いたいので、山形県庁内行為の許可取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により、申請します。

記

販売品目		
申請期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日	
責任者	職名・氏名・（電話番号）	
販売員	氏 名	摘 要
販売形態	食品の配達販売 ・ それ以外（販売品目： ） ※ 何れかに○を付けること。[それ以外]の場合は、販売品目を記入すること。	
販売条件等	・ 要綱第5条の許可条件を遵守して販売すること。 ・ 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。	
備考		

(誓約)

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 自己又は会社の役員等は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
また、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

[記 入 例]

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

押印不要

住 所 山形市松波〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代 表 者 代表取締役 〇〇 〇〇
電 話 番 号 023-630-XXXX

庁内商行為許可申請書

下記のとおり庁内で商行為を行いたいので、山形県庁内行為の許可取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により、申請します。

記

販売品目	弁当	申請期間は一年度単位
申請期間	令和7年 4月 1日 から 令和8年 3月 31日	
責任者	職名・氏名・（電話番号） 店長 □□ □□ （023-630-△△△△）	
販売員	氏 名	摘 要
	◇◇ ◇◇	申請書の記入や販売員のとりまとめを行う 担当者の連絡先を記入してください。
	〇〇 〇〇	
<ul style="list-style-type: none">○ 令和7年度分の申請期間は、令和7年1月15日～1月31日○ 食品衛生法に基づく営業許可証の写しを添付すること○ 過去1年間に、少なくとも週替わりでのメニューを提供したことが分かる資料（直近のメニュー表等）を添付すること○ 庁内での商行為に際しては、要綱の許可条件を遵守すること○ 裏面の誓約内容を確認し、□にレ点を記入すること。		
販売形態	●食品の配達販売●。 それ以外（販売品目： ）	
販売条件等	※ 何れかに○を付けること。[それ以外]の場合は、販売品目を記入すること。 ・ 要綱第5条の許可条件を遵守して販売すること。 ・ 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。	
備 考		

(誓約)

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 自己又は会社の役員等は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
また、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

[記 入 例]

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

押印不要

住 所 山形市松波〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代 表 者 代表取締役 〇〇 〇〇
電 話 番 号 023-630-XXXX

庁内商行為許可申請書

下記のとおり庁内で商行為を行いたいので、山形県庁内行為の許可取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により、申請します。

記

販売品目	飲料（清涼飲料水、お茶、乳製品類）	申請期間は一年度単位
申請期間	令和7年 4月 1日 から 令和8年 3月 31日	
責任者	職名・氏名・（電話番号） 店長 〇〇 〇〇 （023-630-△△△△）	
販売員	氏 名	摘 要
	◇◇ ◇◇	
	〇〇 〇〇	
	申請書の記入や販売員のとりまとめを行う 担当者の連絡先を記入してください。	
販売形態	食品の配達販売 ・ <u>それ以外（販売品目）</u>)	
	※ 何れかに○を付けること。[それ以外]の場合は、販売品目を記入すること。	
販売条件等	・ 要綱第5条の許可条件を遵守して販売すること。 ・ 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。	
備 考	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">○ 令和7年度分の申請期間は、令和7年1月15日～1月31日○ 食品衛生法に基づく営業許可証の写しを添付すること○ 庁内での商行為に際しては、要綱の許可条件を遵守すること○ 裏面の誓約内容を確認し、□にレ点を記入すること。</div>	

(誓約)

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 自己又は会社の役員等は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
また、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

[記 入 例]

様式第2号

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

押印不要

住 所 山形市松波〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代 表 者 代表取締役 〇〇 〇〇
電 話 番 号 023-630-XXXX

庁内商行為許可申請書

下記のとおり庁内で商行為を行いたいので、山形県庁内行為の許可取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により、申請します。

記

販売品目	生命保険	申請期間は一年度単位
申請期間	令和7年 4月 1日 から 令和8年 3月 31日	
責任者	職名・氏名・（電話番号） 支部統括マネージャー □□□□（023-630-△△△△）	
販売員	氏 名	摘 要
	◇◇ ◇◇	
	〇〇 〇〇	
販売形態	食品の配達販売 ・ それ以外（販売品目: 生命保険 ） ※ 何れかに○を付けること。[それ以外]の場合は、販売品目を記入すること。	
販売条件等	・ 要綱第5条の許可条件を遵守して販売すること。 ・ 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。	
備 考	<ul style="list-style-type: none">○ 令和7年度分の申請期間は、令和7年1月15日～1月31日○ 自社の勧誘員であることを証する証明書の写しを添付すること○ 庁内での商行為に際しては、要綱の許可条件を遵守すること○ 裏面の誓約内容を確認し、□にレ点を記入すること。	

(誓約)

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 自己又は会社の役員等は、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
また、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの